

# 曾於市技能労務職員等の給与等の 見直しに向けた取組み方針

平成20年3月  
鹿児島県曾於市

## 1 現状

地方自治体の技能労務職員の給与については、市職員の給与の公表においても内容を住民に対して周知することとされており、民間に比べて給与水準が高いとの指摘を真摯に受け止め、民間の同種の職種に従事する者との均衡にも十分留意しながら、適正な給与制度の確立と運用が喫緊の課題となっています。

### ●資料(平成19年4月1日現在)

#### (1) 職種毎の人数・平均年齢・平均給与

職種	人数	平均年齢	平均給与	備考
学校給食員	7人	47.2歳	293,000円	
用務員	15人	54.2歳	336,200円	
自動車運転手	4人	46.0歳	312,200円	
計・平均	26人	51.1歳	326,900円	

※平均給与とは、基本給・扶養・住居・通勤・時間外勤務・特殊勤務手当の合計の平均であり期末勤勉手当は含まない。

#### (2) 民間従業員の職種毎の人数・平均年齢・平均給与

職種	平均年齢	平均給与	備考
調理士	45.9歳	219,900円	鹿児島県平均
用務員	53.9歳	227,200円	全国平均
バス運転手	50.5歳	313,300円	鹿児島県平均

#### (3) 技能労務職の給与に関する事項

##### I 給料表

技能労務職給料表(国公の行政職給料表(二)に同じ)の5級制を採用しています。

職務の経験年数等に応じた昇格基準を設けています。

##### II 手当

扶養手当・住居手当・通勤手当・時間外勤務手当・休日勤務手当・期末勤勉手当を該当者にそれぞれ支給しています。

なお、技能労務職員に対して支給されている諸手当の内容は次のとおりです。

平成19年4月1日現在

手当名	内容及び支給単価				国制度との異同
扶養手当	配偶者	配偶者	子, 父母等		同じ
	有無		1人目	2人目以降	
	有	13,000	6,500	6,500	
	無	—	11,000	6,500	
	扶養親族たる子のうち, 満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間5,000円加算				
住居手当	貸家: 家賃に応じ100円~27,000円 持家: 世帯主である職員に対し2,500円				異なる
通勤手当	交通機関利用者: 運賃相当(上限55,000円) 交通用具利用者: 通勤距離に応じ2,000円~16,100円				異なる
時間外勤務手当	職員の時間当たりの単価に 勤務した時間に応じた率を掛けた額				同じ

### Ⅲ昇給基準

昇給については平成18年4月の給与構造改革に伴い、昇給日を毎年1月1日と定め、次表における昇給基準に基づいてそれぞれの勤務の実績・勤務評価に応じて昇給を実施しています。ただし、人事評価制度の確立がなされていないため「曾於市職員勤務評定実施規程」に基づき昇給を実施しています。

昇給区分		A	B	C	D	E
制度完成時 平成23年1月~	特定職員	8以上	6	3	2	0
	特定職員(55歳以上)	4以上	3	2	1	0
	一般職員	8以上	6	4	2	0
	一般職員(55歳以上)	4以上	3	2	1	0
平成20年1月 ~22年1月	特定職員	8以上	6	3	2	0
	特定職員(55歳以上)	4以上	3	2	1	0
	一般職員	8以上	6	4	2	0
	一般職員(55歳以上)	4以上	3	2	1	0

※A：極めて良好 B：特に良好 C：良好 D：やや良好でない E：良好でない

## 2 基本的な考え方

本市は、平成17年7月1日に旧末吉町、旧大隅町及び旧財部町が合併し誕生しました。

本市の財政は収支のバランスを取る財政調整基金が枯渇の危機にある等、極めて厳しい状況に直面しており、本市の将来像である『豊かな自然の中で生命の鼓動を感じるまち』の実現に向けて、一刻も早く市財政を立て直し、地方分権にふさわしい行政体制と持続可能な行財政構造の構築が必要となっています。

こういった状況の中、本市においては「民間にできることは民間に」という時代の流れを的確に捉え、技能労務職員の退職不補充、業務の民間委託等を実施していきます。

今後は、市民の理解と納得を得るため、積極的に情報の提供を図りながら、現状分析と課題抽出を行い更にはその職務の性格や内容を踏まえつつ、適正化への取組を推進していく必要があります。

## 3 具体的な取組内容

本市の現状を民間との賃金比較で見ると、本市の学校給食員及び用務員について民間を上回っている状況にあります。今後は昇給・昇格について人事評価制度を導入するなど、適切な運用に努めます。

その主な取組については次のとおりです。

### (1) 給料表について

- ・現行の技能労務職給料表（国公の行政職給料表（二）に同じ）を踏襲します。

### (2) 手当について

- ・住居手当のうち、持家に対しては本市独自の規定により取得後5年を経過した場合であっても住居手当を支給しており、不適切との指摘もありますので早急に見直しの検討を行います。
- ・その他、国・県の動向や人事院勧告等を注視し、諸手当について精査を行い見直しを検討します。

### (3) 昇給・昇格について

本市では平成18年4月の給与構造改革により現在の技能労務職給料表（国公の行政職給料表（二）に同じ）を適用しており、今後も引き続き適用していきます。

現在は合併に伴う調整を行っているところですが、それに併せて人事評価制度の導入を図り適切な運用を行います。

## 4 その他

全国的に公務員の定員や給与の適正化が課題となる中、本市におきましても現在の厳しい財政状況を考慮しますと、職員の減員や給与の見直しは避けられないものになっています。特に技能労務職員については全職員のうち6.0%（26人）であり平均年齢も51.1歳と高い状況にあり、業務の民間委託や事務の見直しを検討する必要があります。

今後は、退職予定者の推移を見ながら次のような見直しを検討します。

### （1）民間委託の推進

現在、技能労務職員については退職不補充という方針にあります。平均年齢が51.1歳と高いことから、今後の民間委託や事業の見直しは避けて通ることはできません。

平成20年度からは学校給食センターについて民間委託を実施する予定となっていますが今後も他の事業について検討を続ける必要があります。

### （2）職員数の削減と今後

現在の技能労務職員26人のうち、今後5年間で13人、今後10年間だと20人が定年を迎えることになる見込です。今後民間委託等が推進されることに伴い、残りの職員についても技能労務職のあり方を含めて検討をする必要があります。